

(第一類 第四号)

第二回國會 司法委員會 議 録 第 四 号

昭和二十三年三月二十四日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 松永 義雄君

理事 石川金次郎君 理事 荊木 一久君

理事 鍛冶 良作君

井伊 誠一君 池谷 信一君

石井 繁丸君 中村 俊夫君

中村 又一君 八並 達雄君

山下 春江君 吉田 安君

佐藤 昌三君

出席政府委員

法務廳事務官 國宗 榮君

委員外の出席者

參議院議員 伊藤 修君

專門調査員 村 教三君

專門調査員 小本 真一君

本日の會議に付した事件

懲罪法案(内閣提出)(第二三三号)

人身保護法案(參議院送付)(第二四三号)

松永委員長 會議を開きます。

前會に引續き懲罪法案の審査を進めます。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 九号並びに十号及び十一号に「相當の注意をしない」ということがありますが、この意味は非常にわかりにくいので、具体的にどういふことを指しておられるのか、説明をまず承りたいと思います。

○國宗政府委員 「相當の注意をしない」と申しますと、これは一般的に申しまして、当該場合におきまして、通常人として拂わらるべき當然の注意をしない、抽象的な言葉で申しますと、さよ

よになるのでありまして、通常の過失罪に必要な程度の注意というふうに了解したしておる次第であります。

○鍛冶委員 そのお言葉は裁判のときはそれで非常によいと思ふのだが、取締りそのものに対しては、ずいぶん問題になるので、一方では相當の注意をしたつもりでおつても、片方ではそこまでは注意を欠いておるのだ、こういうことがまゝあり得ると思ふのであります。第九号で「引火し易い物の附近で火氣を用いた」場合、たとえば自動車小屋でタバコを吸つたときは、そのときの取締りに當る者の専断に任せてやるということになると、ある一方では見逃しにするし、ある一方では嚴格にやられるという愛いなきにしもあらずと思ふのであります。何かそこらにはつきりした見逃しをつける方法はないか。

○國宗政府委員 お説の通りに、具體の場合にあたりまして、具體的に相當の注意をしたかどうかをきめなければならぬのであります。ただいまの御質問のように、取締官の考えによりまして、ある場合には非常にきびしく取締られる、ある場合には寛大である、見逃す、こういうふうな場合もやはり絶無とはいへないと思ふのであります。しかし相當の注意をしないといふことは、取締官の主観に訴ふるのではないのでありまして、やはり客観的に普通人としての相當の注意をしたかどうかという点で判断をいたすのであります。個々の場合に当たつて、

十分その点を妥當に考へていくより仕方がないと思つておられます。

○鍛冶委員 昨日言つた通り、これも結局取締官の常識の發達とも申しましうか、教養ということになると思ひますが、この点は具體的に御注意を願ひたいものだと思います。なお九、十、十一号ですが、これは結果が現れたときにやるべきものなのか、それとも前もつて積極的に行ふものでしょうか。これは結果が現れないとほとんど問題にならないと思ふが、結果が現れたときはやるというのであれば、問題はないと思ふけれども、前もつて積極的に行ふことになる、なお九号ですが、その点はいかがでしようか。

○國宗政府委員 その場合は、いづれも結果の發生を必要としないのであります。もし結果が發生しますと、場合によると過失出火罪あるいは過失傷害罪といふような刑法上の犯罪が出てくる場合が多かろうと思ひますので、結果の發生を必要としないのであります。

○鍛冶委員 それならば一層先ほど言つたような弊害のないように、当局において御注意あらんことを希望しておきます。

次に十三号に移りまして、「公共の場所において多数の人に対して著しく粗野若しくは乱暴な言動で迷惑をかけ、又は威勢を示して」とありますが、これはどちらか五号と重複するように思ひますが、どこか違つるところがあるので

しうか。

○國宗政府委員 この十三号のたゞいま御指摘になりました前段におきましては、五号と重複する場合があるのでございませう。五号の方にございましては、入場者というふうに限定してあります。金堂であるとか、あるいは娯樂場にいたしまして、運動競技場といふように、場所的に何か区画があるのであります。そのうちの入場者に対するという制限があるが、十三号の場合におきましては、そういう制限がございませぬ。それからさらに対象といたしまして、十三号の場合は「多数の人に対して」ということがございまして、五号の場合は「入場者に対して」とありまして、五号の場合におきましては、入場者一人に対しても、やはり適用があるが、十三号の場合におきましては、多数の人とあつて、少くとも二人以上の者に対しての行爲でなくてはならない。こういう点の相違があるのでございませうが、実態におきましては重複する場合があるのであります。その場合に五号と十三号との關係におきましては、五号にあたる場合は、五号の方が十三号の特別な規定になつておると考へておる次第であります。

○鍛冶委員 これは前の警察犯規罰令では、雑踏の場所と書いてあつたのですが、それが公共の場所となつたものだから、前と重複するように思ふのですが、今の御説明から言へば、かえつて先の方がいいように思ふのですが、ここでいう「公共の場所」とはどういう

ものを指しているのですか。

○國宗政府委員 これは公衆が一般に利用し得る場所のことです。たとえば公園とか停車場のようなものを指しているわけでありませう。

○鍛冶委員 どうもこういう法律は、いわゆる常識的な法律なんだから、政府委員の註釈をまたなくちやわからぬようなことでなく、もつと常識的にわかりやすいものに直していただきたいと思ふのであります。實際前の方には「公共の會堂」といふようなことが書いてあり、ここはきてまた「公共の場所」といふように、違つていつても一般には違つていふに思われぬのですが、もう少し御考慮を煩わしたいと思ひます。それからその後段は非常にわかりにくい文章で、「又は威勢を示して」と云々と「切符を買い、若しくは割當物資の配給に関する証票を得るため待つている公衆の列に割り込み、若しくはその列を乱した者」となつていて、若しくは「威勢を示して」というのが全般にかかつていふと思はれるのですが、威勢を示さないで割りこんだら差支えないのですか。

○國宗政府委員 これは御指摘のように、非常にわかりにくいものであります。して、「威勢を示して」にかかると「威勢を示して」公衆の列に割り込み、若しくはその列を乱した者、そこへかかつてくるわけでありませう。

○鍛冶委員 そうすると、威勢を示さないで割りこんでいけば差支えないのですか。

○國宗政府委員 威勢を示さないで割りこんでいけば差支えないのですか。

○鍛冶委員 威勢を示さないで割りこんでいけば差支えないのですか。

○國宗政府委員 威勢を示さないで割りこむ場合は、割りこむという観念ではなくして、その列にはいつている列の者が暗黙に承諾するか、あるいは明らかに承諾するという関係ではいるものだろうかと思ひます。そこまでは取締らなくてもよからうと考えておられます。

○銀治委員 これはしかしまじめに考えてもらいたいです。入れてくれるのならばいいのでございますが、黙つてこつそりはいつていつたらいかぬのではないですか。要するにこういうことは、いいことか悪いことか、おぼろげに、殊にこつそりというおかしな時代になつて、列ということが一種の道徳になつていゝる、それを乱すことがいかぬのではないですか、それを威勢を示さなければいいという、これは何か別にどこかへかかるものがこで全般にわたつてきたのではないかと思つて質問しておるのですが、実際これはわかりにくいです。われわれが今ここで味味してやるようなことは、一般民衆ではできません。もう少し考えていただくわけにきませんでしようか。それともあなたがおつしやつておられるように、威勢を示してというだけでつづばられるか、この点をもう一度お聞きしておきたい。

○國宗政府委員 御質問もつともだと思つておられますが、「列に割り込み」といいたしたのは、列をつくつておる者の同意がないのにその列にはいつていく、こういう観念であります。それから列を乱すというの、順序を乱すとか、あるいは列に並んでおる者全体を壊してしまふという考えです。そういうのは、その間に同意が得られ

るんじゃないかというようにも考えましたので、威勢を示すというのには非常に大きな威勢を示す場合もありましようし、何か害を加えるとか、あるいは迷惑をかけるような態度ではいつてくる、こういうようなことも、威勢を示しておるといふような観念で、私も了承しておるのであります。多少迷惑をかけるような態度で黙つて割りこんでくるのは、やはりこの條文に触れてくる。従つてこの列に割りこむとか、列を乱すという場合には、やはり多少威勢を示したという状態の場合において考えた方が妥当じゃないか。ただ単にもぐりこむというだけでは、少しどうかというふうに考えたわけでございます。

○銀治委員 もつと裏から質問いたしますが、威勢を示してというのがなかつたらいかぬのですか。全然とつてしまつてもいいように思つておるのですが、なればいかぬという理由がどこかにあります。それはみんな迷惑するでしよう。かりに承諾を得てやつたところが、一人の承諾を得ても、あとに残つておる者みなに迷惑がかかる。

○國宗政府委員 威勢を示してというのがなければどうかというお話でございますが、もちろんその程度まで列をつくつておる者の順番を狂わすとか、あるいは列を乱す、こういうことは絶対にいけない、こういう観点からいたしますと、威勢を示してという特別な行爲は別になくても結構だらうと思ひます。

○銀治委員 それならばない方がよい。大体読んでむつかしくてかなわぬ。これはとくと御考慮をお願いいたします。

その次の十四号は「公務員の制止をきかず」ということですが、これは総括質問でも申し上げたのですが、前はこんなことはなかつたのです。それを公務員の制止をきかずということは、まづたく官僚万能の法律ができたような感じがするのであります。なぜ「公務員の制止をきかず」ということを入れなければならなかつたのか、その理由を承つておきたい。

○國宗政府委員 警察犯処罰令には、こういう制限はなかつたのでございませうけれども、このたびこれを入れられたのは、公共の静穏を害する場合におきまして、処罰令の場合に、非常に廣うい規定でありましたので、公務員がそういう大きな声を出してはならぬという制止を一應がけまして、それできかなかつた場合に、本法の適用をするという建前にいたしました次第でございまして、別に官僚万能という考え方をしたのではないのであります。大きな声を立てておれば、ただちに警察犯処罰令では、その法規に触れるという事情であります。たゞだ出しておるといふだけでは、氣づかずに出しておる者もありません。それを一應少し声が大さいといふことを、権限がある者から注意をさして、それでもきかない場合に、本條に触れてくる、こういう意味合において「公務員の制止をきかず」というのを附け加えたわけでありませう。

○銀治委員 どうも合点がいきませんね。かりに大きな声を出して近所で迷惑だ、それでは困るから、そういうやつかましいことをよしてくれと、近所の者が言つたときに、公務員でないのに、貴様なぜそういうことを言うかという

抗弁ができます。そういう場合は、どうもこの「公務員の制止をきかず」としなればならぬ理由は、どこにもないと思ひます。これは一般に、どうも官吏が言わなくちや取締りができないのだというような観念を起す者が、非常にたくさんあると思ひます。従つてこの規定はどうもひどいと、確かに一般の人は言ふと思ひます。そういうやつかましいことは困るからよしてくれと言つたときに、どこに違反している、公務員の制止のないのに、貴様何を言うのである、こつあべこべにやられる愛いなきにしもあらずと思ひます。その点いかがですか。

○國宗政府委員 たしかにお説のような場合があると思ひます。しかしこの法律の建前をいたしましたは、そういう場合に、やはり迷惑をこうむつた方は、権限ある公務員にお告げくださつて、そしてそれから一應の注意をしていただく、それによつてなおきかない場合に、この本法の規定に触れる、かように考えております。

○銀治委員 これはあまり固苦しくならないで、平つたく考えて、どうしてものなにかこれを入れておかなければならぬといふ特別の理由があるので、その点聞いておきたい。

○松永委員長 速記を中止してください。

○松永委員長 速記を始めてください。

この際予備審査のため、本委員会に付託せられておけます人身保護法案を議題とし、提案の説明を願ひます。伊藤修君。

人身保護法案(伊藤修君)
右の議員提出案を予備審査のためここに送付する。
昭和二十三年二月十九日
参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 松岡駒吉
人身保護法案
有成規により発議する。
昭和二十三年二月十日
発議者 伊藤 修

人身保護法
第一條 法律上正当な手続によらな
いで、身体を拘束されてい
る者は、この法律の定めるところ
により、その救済を請求するこ
とができる。

何人も被拘束者のために、前項
の請求をすることができる。

第二條 前條の請求は、弁護士を代
理人として、これをしなければなら
ない。但し、特別の事情がある
場合は、請求者が自らするこ
とを妨げない。

第三條 第一條の請求は、書面又は
口頭をもつて、被拘束者その他関
係者の所在地を管轄する高等裁判
所若しくは地方裁判所に、これを
することが出来る。

第四條 請求書には、請求の趣旨及
びその理由を明記し、且つ
必要なる疎明資料を提供することを
要する。

第五條 裁判所は、請求がその要件
又は必要な疎明を欠いているとき
は、決定をもつてこれを却下する
ことができる。

第六條 第一條の請求を受けた裁判

所は、申立に因り又は職権をもつて、適當と認める他の管轄裁判所に、事件を移送することができる。

第七條 裁判所は、前二條の場合を除く外、審問期日における取調の準備のために、直ちに拘束者、請求代理人並びに關係者の陳述を聴いて、拘束の事由その他の事項について、必要な調査をすることができ、

前項の準備調査は、部員をしてこれをさせることができる。

第八條 裁判所は、必要があると認めるときは、第十四條の判決をする前に、決定をもつて、仮りに被拘束者を拘束から免れしめるために、何時でも呼出しに應じて出頭することを條件として、弁護士に保証の下に、又は保証金を立てさせ若しくは立てさせないで、一時釈放その他適當な処分をすることができ、

第九條 準備調査の結果、請求の理由のないことが明白なときは、裁判所は審問手續を経ずに、決定をもつて請求を棄却する。

前條の処分をしたときは、裁判所は前項の場合に、被拘束者を出頭せしめて拘束者に引渡す。

第十條 前條の場合を除く外、裁判所は一定の日時及び場所を指定し、審問のために請求者又はその代理人、被拘束者及び拘束者を召喚する。

拘束者に対しては、被拘束者を前項指定の日時、場所に出頭させることを命ずると共に、前項の審問期日までに拘束の日時、場所及びその事由について、答弁書を提出

出することを命ずる。

前項の命令書には、拘束者が命令に服さないときは、勾引し又は命令に服するまで勾留することがある旨及び遅延一日について、五百円以下の過料に処することがある旨を附記する。

命令書の送達と審問期日との間には、三日の期間をおかなければならない。但し、特別の事情があるときは、これを短縮又は伸長することができる。

第十一條 前條の命令は、拘束に関する合状を差した裁判所及び檢察官に、これを通告することを要する。

前項の裁判所の代表者及び檢察官は、審問期日に立会ふことができる。

第十二條 審問期日における取調は、被拘束者及び弁護人の出席する公開の法廷において、これを行

弁護人のないときは、裁判所は弁護士の中から、これを選任せねばならない。

第十三條 審問期日においては、請求の趣旨、その理由及び拘束者の答弁を聴いた上、証拠資料の取調を行う。

第十四條 裁判所は審問の結果、請求を理由なしとするときは、判決をもつてこれを棄却し、被拘束者を拘束者に引渡す。

請求を理由ありとするときは、判決をもつて被拘束者を直ちに釈放する。

第十五條 裁判所は、拘束者が第十條第二項の命令に服さないとき

は、これを勾引し又は命令に服するまで勾留すること並びに遅延一日について、五百円以下の罰金をもつて過料に処することができ、

第十六條 被拘束者から弁護人を依頼する旨の申出があつたときは、拘束者は遅滞なくその旨を、被拘束者の指定する弁護士に通知しなければならぬ。

被拘束者が弁護士を指定しないか、又は指定した弁護士に事故があるときは、前項の通知は、被拘束者の所在地の弁護士会にこれをする。

第十七條 第一條の請求を受けた裁判所又は移送を受けた裁判所は、直ちに事件を最高裁判所に通知し、且つ事件処理の経過並びに結果を同裁判所に報告することを要する。

第十八條 下級裁判所の判決に対しては、三日内に最高裁判所に上訴することができる。

第十九條 最高裁判所は、特に必要があるとき認めるときは、下級裁判所に係属する事件が、如何なる程度にあるかを問はず、これを送致せしめて、みずから処理することができる。

前項の場合において、最高裁判所は下級裁判所のなした裁判及び処分を取消し又は変更することができる。

第二十條 最高裁判所は、請求、審問、裁判その他の手續について、必要な規則を定めることができる。

第二十一條 被拘束者を移動、藏匿、

隠蔽しその他この法律による救済を妨げる行為をした者若しくは第十條第二項の答弁書に、ことさら虚偽の記載をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の後三十日を経過した日から、これを施行する。

○伊藤參議院司法委員長 人身保護の法律は、米英法系に固有の法律であつて、われわれ日本國民には、いまだ経験のないまったく新しい法律であります。かような法律を立案して、ここに提案することになつた理由並びにその内容については、簡単に説明いたします。

日本國新憲法は、民主主義憲法として、基幹的人権の尊重保護を、その中核としたてております。殊に人の身体の自由を保護することをきわめて重要視して、これに対する侵害を排除して、被害者を余すところなく救済することを目的として、第十三條第三十一條、第三十三條及び第三十四條等の規定を設けています。新憲法の實施とともに、これらの規定の趣旨を十分に發揮し得るような立法を必要とすることは申すまでもありません。殊に第三十四條後段には、何人も正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、ただちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示さなければならぬ。と規定されてお

なければならぬのであります。國會は唯一の立法機關として、政府の提案をまたないで、かような憲法上の重要な法律を立案する責任を負うものと存するのであります。これがこの法律の提案されることになつた根本的な理由であります。

現在において法律上正当の手續によらないで、不法に身体を自由を奪われ、拘束されている者を、その不法拘束から現実には免れしめて、迅速に自由を回復させることは、刑事訴訟の普通手續によつては、その適用的範圍と時間とを要する等の關係から、とうてい所期の目的を達することができない場合があるのであります。殊に刑事事件とは關係なしに、國家の公權力によらないで、私人又は私人団体の力によつて、不法に自由を拘束された場合、たとえば精神病者であるとして、法規の手續によらないで監置されたり、あるいは政争關係、選挙關係、労働争議の關係などから、反対側の暴力または強制によつて、抑留もしくは拘禁されたりした場合等に、これら不法な拘束を現実には排除して、迅速に身体上の手段方法もどすために、適切な法律上の手段方法は欠けています。人身の尊重保護を特に重要視している新憲法のもとにおいては、とうてい放任しておくわけにはいかないものであります。このような事態に備へて、非常例外的な措置として、不法な自由侵害に対して裁判所に救済を求め

る途を拓く必要から、この法律の制定が要請されて、さきに司法法制審議会の議を経て、臨時法制調査会の答申された基本的人権保護法律事項案を參照して、立案の運びになつたのであり

ます。

この法律は、刑事事件に関する否と、また公権力によると、私人または私的団体の力によるとを問わず、法律上の正当の手段によらないで、いやしくも身体の自由が不法に奪われ、または制限された場合に、この現実の自由侵害から被害者を救済して、簡便かつ迅速に、その自由を取りもどすことを目的とするものでありまして、刑事訴訟法による手続以外に、急場を救う非常措置を講じたものであります。すなわちこの法律による救済手続は、刑事訴訟とは異なつて、私人の請求によつて裁判所の手で行われることが特色であります。

この身体の自由侵害に対する救済を求め人身保護の請求は、地方裁判所または高等裁判所の管轄に属するものとし、身体の自由を拘束された者の親族、友人その他の関係者、何人にも請求権を興えたのであります。この請求の濫用を防ぐ趣旨から、原則として責任ある弁護士を代理人として請求し得るものとしたのであります。

まず手続の第一段として、この人身保護の請求をなすには、書面または口頭をもつて、請求の趣旨及びその理由、殊に拘束している者、拘束の場所が知れているときは、これを裁判所に申立てることが要件でありまして、かつこの要件を説明するに必要な人的または物的の徴憑ないし証拠を裁判所に提供しなければならぬのであります。もし右の請求の要件または説明を欠くときには、不適式なものとして、請求は却下されるのであります。なお右の請求を受けた裁判所は、申立てによつて、または職権をもつて、適当な

他の管轄裁判所に事件を移送することのできるものになつて居ります。

第二段の手続として、右の請求を受けたまたは移送を受けた裁判所は、請求が一應適式であると認めるときには、ただちに拘束者、請求代理人、その他の関係者を呼出して、拘束が法律上正当な手続によるか否か、その他拘束の事由について、後日行つて審問手続の準備として調査するのであります。この準備調査の結果、請求の理由がないことが明白となつたときには、裁判所は第三段の審問手続に移らないで、決定をもつて請求を棄却するのであります。この場合裁判所が必要を認めて、被拘束者に対して、かりに一時釈放の処分をしておるときには、被拘束者を出頭せしめて、拘束者の手に引渡すこととなるのであります。しかし請求が一應理由あるものと認められその証明資料も整つておるときには、裁判所はその自由裁量で、右の準備調査はこれを省略して、ただちに第三段の審問手続をすることによつてもよいのであります。

第三段の手続としては、裁判所が右の準備調査の結果、請求を棄却しないとき、または準備調査を省略すべきものとしたときに、裁判所において審問期日を定めて、請求者、その代理人、被拘束者及び拘束者を召喚するのであります。このとき、拘束者に対しては、被拘束者を審問期日に出席させることを命ずるとともに、右期日までに拘束の日時場所及びその事由について、答弁書を提出することを命ずるのであります。この命令がすなわち人身保護法命令でありまして、この命令に服従しないときには、拘引、拘留

または、過料の制裁が課せられるのであります。右の審問期日における取調は、被拘束者及び弁護人の出席する公開の法廷で行われるのであつて、裁判所は請求の趣旨、その理由、拘束者の答弁を聴いた上で、その証拠の取調をするのであります。その結果請求を理由なしとするときは、判決をもつて請求を棄却することとなり、また請求を理由ありとするときは、判決をもつて、被拘束者をただちに釈放することになるのであります。

人身保護の請求事件については、最高裁判所が監督権を有する建前からして、右の下级裁判所の判決に対しては、最高裁判所に訴上することができるのであります。また最高裁判所は、事件の性質または社会的影響等に鑑みて、特に必要あるものとするときには、下级裁判所に係属する事件が如何なる階段にあつても、これを引取つて、下级裁判所でのなした処分及び裁判を取消して、みずから自由に処理することができることになつておられます。

最高裁判所は、右のような特殊の権限を有しては、初審として事件を受理する管轄権はないことになつておられます。これは事件の処理を一般的に簡便かつ迅速に処理する趣旨からであり、また、事件が社会的に重要性を有する場合には、必要に応じて事件を引取ることができるのであります。この機能を發揮することができるとともに、最高裁判所に對して、初審の裁判所は、受理した事件の通知、その処理の経過並びに結果について報告する義務を負ふものとしたのであります。

なお最高裁判所は、人身保護の請求事件について監督権を有している建前から、この法律を運用するに於いて必要な手続に関する規則を定め得ることを明らかにしたのであります。最後にこの法律の運用を円滑にするために、人身の自由を侵害された者を救済する方法、手段を妨げるような行為をした者に対して、相当嚴重な刑罰を課することにしたのであります。

以上がこの法律案の骨子であり、民主主義憲法の附屬法として、一日も欠くことのできない本法案について、何とぞ慎重御審議の上、速やかに可決されんことをお願いする次第であります。

○松永委員長 本案につきましては、本日は説明のみに止めることにいたしました。

○松永委員長 前に戻りまして輕犯罪法の質を継続いたします。鐵治委員長。

○鐵治委員長 十六号についてですが「虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出た者」こうなつておる。これも公務員に局限してあるものであります。が、一般に流布した場合は、どういふことになるのですか。

○國衆政府委員 一般に流布した場合としては、この法案では落しておりましたが、あるいは流言浮説の罪にあたる場合になると思ひますが、これは言論の自由というような観点から、一應この法律からは落してあるのであります。一般に流布した場合には、十六号には該當しないということになつておられます。

○鐵治委員 どうも腑に落ちないところがあるので、一般に流布すれば流言浮説の法律でやられる。そうすると、こつそり公務員にやつたときだけなのですか。もつと言へば、公務員に犯罪の事実を告げれば誹毀罪もあると思ひますが、そういうのであるにもかかわらず、流言浮説の法律があるし、誹毀罪がある。公務員に言つたときだけ、ここで特にやらなければならぬ。その理由がちよつと腑に落ちないので、それがそれらと本法との関係について伺いたい。

○國衆政府委員 この十六号の規定は、敏速あるいは適正に公務を執行しなければならぬものにつきまして、その公務員の行動を促す申出、これが全然ない犯罪である場合、あるいは全然起つていない災害の場合、公務員の行動に對して、その公務の執行を誤らせるといふ結果を生じますので、これを処罰する趣旨に出るのであります。一般的に流言を飛ばすといふことにつきましては、現在は警察犯処罰令にございしますが、今回は落したわけであり、その場合は罰しないといふ建前をとつておられます。なお今お話がございましたが、あるいは誹毀の場合にあつた。これは特定の人を指しまして犯罪の申告をして、処罰を求めたいと思ひます。その場合十六号の場合とは、立法の趣旨が別になつておるわけでありまして、この十六号は公務員の公務の執行を誤らせない。もし誤らした場合に本号の適用があるのであります。一應この法律から落してあるのであります。

○鐵治委員 どうもまだわからないのであります。

ですが、それでは公務員に言わないで、
だれを縛らねばという犯罪をやつた、あ
れは今に縛られるのだ、こういうよう
なことを言つて歩く者がある。一い
わゆるデマですね。社会的には非常
に影響も大きいし、名譽毀損になる場
合は別ですが、そうならぬ程度で、こ
ういふものは取締るべきだと思つた、
これも先ほどのと一緒に、公務員に言
わなければいぬだ、というはおかし
いと思つた、どうもあいつはけ
しからぬことをやつておる、そのうち
にはひつぱられるぞ、こういうことを
言つた者ほどですか。

○國宗政府委員 御質問よくわかると思
うのであります。それは確かにおも
しろくない行爲であります、デマを
飛ばすという事は、非常に人に迷惑
であります、社会的にいろいろ影響も
あると考えられるのであります、じ
かしその場合には名譽毀損になる場合
は格別といたしまして、そういう場合
を十六号が與は考へてゐるのではない
のであります、この場合は、先ほど
から申し上げましたが、ここに申しま
す公務員は、犯罪またはその災害につ
きまして、みづから積極的の事を処理
しなければならぬ義務を負担してお
る公務員を指しておるのであります。
その公務員の行動を開始するにつしま
して、まったく全然ない犯罪、災害と
いふものを申告した場合に、その公務
員の敏速なる、また適正なる活動を阻
害するおそれがあるもので、その
点だけを罰する。という趣旨ででき
ておるのであります、ただいま御指
摘になりましたデマによつて困るじや
ないかという点は、実は触れていな
いわけでありませぬ。なるほどそれもお説

の通りに、おもしろくない現象とは思
うのであります、多くの場合は、名
譽毀損に該当して行くのじやない
か。それによつて十分に処置できるの
じやないか。あるいはデマと申しま
すけれども、全然虚構の事実を言つてお
るのか、あるいは誇大の事実を言つてお
るのか、ということも考えられます。この十
六号の虚構と申しますのは、全然ない
ことをあるように申した場合でありま
して、誇大の場合は含んでこないの
であります。この法律のねらつておる点
が違つておるのであります、その点
ひとつ御了承願ひたいと思つた。
○鐵治委員 よくわかりました。従
まして、私の言つたような、そういう
ものは、普通のちよつとしたことより
も、もつと社会的に大きなことでもあ
るし、道徳上非常に悪いことでもあ
るし、それを取締るといふ御意思はあり
ませぬか。

○國宗政府委員 現在それにつきま
して特別な立法を考へておりませぬ。し
かしそういうものは、多くの場合名譽
毀損になると思つた。名譽毀損罪と
して、もちろんこれは告訴にかかつて
おりますけれども、被害者から取調べ
の処罰の要望がありますれば、その社
會上の大きな影響を考へまして、十分
な取締りをいたしたいと思つておりま
す。

て名譽毀損になるかわかりませぬ。私
はこれほど社会的に大きな問題はない
と思つた。それでも取締る意思はあ
りませぬか。

○國宗政府委員 御指摘のような場合
は、具体的に特定の人を指してかれこ
れ言つておるのではないのであります
から、名譽毀損にほどもちろんならな
いと思つた。それを取締らなければな
らないという御説でありますけれども、
これは今非常に重大なと申しますか、
微妙な關係にありまして、実は憲法に
もありますし、また指令等によりまし
ても、言論の自由といふことを非常に
やかましく言つております。この言論
の自由とは、正当な言論の自由と違
ないと思つたのでありますけれども、し
かし人の批判に對しては、非常に
廣い範圍に、自由に放任したらしいの
じやないか。おのずから社会の道徳と
社会の批判と文化によりまして、それ
が洗練されるのじやないかといふ考へ
が強いのであります。私もどもいたし
ましては、今ただちにそれを法律でど
う取締るかといふ点までは考へていな
いのであります。もちろんそういうもの
が非常に多くなつてまいりますこと
は、社会の秩序と不安を醸成すること
は間違いないと思つたので、將來十
分研究したいと思つております。

ぬ例が、私にはちよつとわからぬので
す。

○國宗政府委員 これは質屋取締法と
か、あるいは古物商取締法といふもの
がございまして、その下に質屋業者、
あるいは古物商の業者はこの法律で
取締りを受けるのであります。これら
に對してそれを言つて、当然法令によ
つて記載すべき事項を記載させなかつ
たという相手方になる者であります
が、これにつきましては、從來は府縣
令等に規定してあつたのであります、
けれども、憲法が新しくなりましたので、
昨年十二月府縣令が大体なくなりました
ので、その点を補う意味でできたも
のであります。

すが、正当な理由があるといふ場合に
該当して行く。たとへば変死体があり
まして、どうしてもそこに電車を通じ
なければならぬ、あるいは急病人が
ありまして、どうしてもその変死体を
動かして自動車を通さなければ通り得
ないといふような事態に、急速に係官
がやつてまいりますれば間に合つた
すが、急いで来ないといふような場合
を考へますと、そういう場合は、正当
な理由があるといふように解しま
して、その運用につきましては、非常
に正当な理由がないといふ場合を厳格に
処理したいと思つております。

○鐵治委員 今お示しのような場合は
いいのですが、そうではなくて、変死
体が屋敷の中にある、人が来てしま
うが、いまだ番をしていなければし
やうがない警察に行つても来ない、し
やうがないから何とか緊急の処置を
やると、ここで正当な理由かどう
かといふことは、次に来る警察官が認
める。その場合、自分の怠慢では言
いません。すぐ自分の怠慢をよそに
して、こんなことをやられては困ると
言ふ。われわれ経験があるのですが、こ
れは非常に考へられなければならぬこ
とだと思つたのであります。そういう事
実があれば、これは結局裁判所へ行け
ばいいのですが、いわゆる係官にな
るといふことを、さつきも言つたよう
に、非常に民衆が恐れるのですが、そ
れらについて、いまだ具体的な何か
考へをおもひ願へたらいかげなもので
しやうか。

○國宗政府委員 そういう場合に具体
的に何か考へよといふことでございま
すが、これは前から申し上げましたよ
うに、私どもとしては、實際そういう

場合には、当面するところの警察官の行動に対しても、平素から注意する以外にないものでありまして、そういう場合に至つたときに、これは単に警察官だけで処理できる問題ではございませぬ。具体的事態に應じて、警察官としてこの法文に触れるのだという取扱い方について、十分注意するよりいたし方がないと思つております。そういう御心配の点は、この法律を實際に施行いたしました場合には、檢察官並びに警察官に対して一應この法律取扱上の注意をいたしたいと思つております。

○鍛冶委員 次に二十号は、法律としてかようなことまでやらなければいけないのかと思つて規定ですが、よく問題になるのは脱ぎになった場合は、これに当るのですか。

○國宗政府委員 ただはだ脱ぎになつただけでは、これは當らないのでありまして、ここに「けん悪の情を催させるよりの仕方」でありますように、はだ脱ぎになつたというだけでは當らないのであります。同じようにはだ脱ぎになつた場合でも、たとえ勢いのある魚屋さんが片はだ脱いだという場合は、嫌悪の情を催させない場合に當るだろうと思つておられます。その場所、それから脱ぎになる人、妙齡の婦人の場合とか、あるいは非常におおきな脱ぎたない人がはだを脱ぐとか、いろいろな場所とか、性別とか、年齢の差とか、はだの脱ぎ方、ちやうど仕事をやるに都合がいいように脱いでいるのではなくて、いかにもわれわれに下劣な感じを催させるような脱ぎ方をする場合を言うのでありまして、その認定を警察官がするということに

なるのであります。ただ脱いだというだけでは、本條にはすくさまあてはまらぬ。

○鍛冶委員 私どもも知つておる者で、はだ脱ぎをしていひつづつて行かれた。やはり巡査に嫌われたり、仲が悪かつたりすると、これの適用を受けることが實際ある。こういうことはもう少し常識にまつべきもので、こんなことはなくてもいいのじやないですか。この法律は御考慮願つておきましよう。

二十一号の牛馬その他の動物の虐待ですが、これはいわゆる動物愛護の道徳律なのか、それともさようなことが一般社会に流布されることがいかにぬといふのか、この法律全般から言つて、一般社会に及ぼす影響を考えているものと思つてますが、そういう意味でできているのか、いづれを主にしているのか、その点をお答え願ひたい。

○國宗政府委員 本号は、大体動物愛護といふことは、文明社会では一つの道徳的な意味をもつておられますので、これを虐待する行為を反道義的な行為として罰しよう。動物を虐待すること自体が、文明社会における反道義的な行為である。従つてこれはいけないのだ。こういう趣旨でございませぬ。この点につきましては、旧規定は三條の十号でしたか、旧規定にありますが、とほ少し違つたのでありまして、旧規定の場合は、虐待しているのを見て人の感情を害する場合、つまりその行為が、見る人の感情になつておつたのでありますけれども、本條をまじめに動物愛護といふことが一つの文明社会において道徳的な意義がある。これを虐待する行為は、そういう社会において

は反道義的な行為であるからこれを罰しよう。こういう趣旨でできているわけでありませぬ。

○鍛冶委員 もちろん私もさように感じました。一般の法律は社会的影響を取締ることになつておりますが、これだけが道徳に反することを罰するといふことは、一体法律上の建前からいふものでしょうか。これは何として私は前の條文の方がよいのではないかとお思います。道徳に反することがかただちに犯罪になるといふことは、われわれの法律学的の観念から考へて、ちよつと合点のいかぬところでありませぬ。この法律だけは、特にそういうことを目的としてやらなければならぬか。またそれで法律上の建前からいふものでしょうか。特に御考慮願ひたい。

○國宗政府委員 もちろん反道義的なものを全部処罰するといふものではないと思つておられます。しかし少くとも刑罰をもつて臨みます場合には、最低限度のものであるといふ考へ方でございませぬ。従つて二十一号の場合も、もちろん本号の趣旨は、反道義的な動物虐待といふ行為そのものが一般社会に行われるといふことは好ましくないといふ点で罰してはいるのでありますけれども、そのことは同時に、旧警察犯処罰令にありますが、自然に虐待してはいるのを見ては国民の感情自体をやはり阻害するのでありますから、法律の中心目的は別に見る人の感情自体を考へておられませんけれども、それと表裏相まちなして、一般社会の警戒と申しますか、そういう意味も含めてあるものと考へておるものであります。

○鍛冶委員 これはもう少し考へることにしましませぬ。よほど重大だと思ひます。趣旨はわかりませぬが、こういうものを法律に定めるといふことは、はたしてどうか。これは大きな問題でございませぬから、特に御考慮願つておきませぬ。

二十二号の「こじきをし、又はこじきをさせた者」これはまことにいい規定には違ひないが、實際こんなことは行われませぬか。この間も一号でも言つたのですが、行われぬ法律をこしらえておくことは、まことに法律立法としてゆゆしき問題だと思ひます。趣旨は結構ですが、私は行われるとは思ひませぬ。實際に行われるのですか。

○國宗政府委員 この規定は御説の通り、まづと警察犯処罰令にも規定してあつたのでございまして、現状確かに行われぬものがたくさんあるのであります。しかし私どももいたしましては、この規定だけによつて、こじきをなくすといふのでないのではありません。やはりこれはいろいろな社会政策的なものによりまして、この絶滅を期すると同時に、一面やはり法律によりまして取り締まりをやつていく、こじきをしたものを全然取締らないかと申しますと、そうではないのであります。幾分は取締つていく。またこじきした法律ができましたら、取締りにも十分力を用いて、全然行われぬと私どもも考へていない。しかしこれは申し上げます通り、全然なくしてしまふことができるかと言いますと、これはちよつと私もさういふ自信がないのであります。だがしかしこじきという行為は、やはりいろいろな意味におきまして、おもしろくない行為でありますから、取締り得る状態にしておくことは必要であ

りまするし、同時にまた取締りに力を注ぐといふことも必要であらうと思つたのであります。

○鍛冶委員 こじきをしないでいい者がやつておつたら、前の浮浪でしたか、あれにはまる。あれを除けば、好きじやなくやむを得ずやる者になつてくる。やむを得ずなつたものを罰するといつたら喜んで行きますか。食わしてもらへるなら、自分は決してやりたくないのだから、どこそこへ連れていくといへば、向うから志願してくると思ひます。そうすると、法律の適用はできないことになりませぬ。まことに私は法律学的に考へて、あさましい結果が起ると思ひます。従ひまして、今言われたようなことから考へるならば、むしろこじきという刑罰規則を置かないで、社会施設の法律をもつてやるというこでなくしてはいかぬと思ひます。これは昨日も言つたのですが、法律で取締ればさういふものはなくなるのだといふ考へで、こじきという法律をこじきすればいへんなことだと思ひます。むしろこじきから除いて、厚生施設、社会政策的の法律にもつていつせ、これを引致する、どこそこへやるとかいやうにせらるべきもので、本法より除くことがいへない、私は考へますが、いかがでございませぬか。

○國宗政府委員 お説の通りに、これはもちろん社会政策的な施設にまつことが一番必要だと思つたのであります。が、しかし私どももいたしましては、これを本法から除いて、全部社会施設に任じたいではないかという御議論のように拜見しましたが、やはり一面にはこじきをしてはいるものに、こじきをするこじきはないのだといつて、

取締りもそこに加えていくということも、私は必要だろと思う。社会施設に相まつて、こういうものをなくしていく。殊にこじきをさせるという場合におきましては、これは必ずからこじきをしないのであつて——こじきをさせると申しますのは、大體犯罪の責任能力のないものを使いまして、こじきをさせる、たとえば子供なんか使つてさせるという場合にあたるのではないかと思ひますが、こういうものは単にみずからこじきをするのでないかと思ひますが、みずからこじきをさせたと同じような結果を生ずる。しかもこういうものは、社会施設で賄うよりも、取締りの方が十分に効果をあげるのじやないか。こじきをすること自体につきましては、いろいろの事情もあつて、取締りだけでは、当然その効果はあげられない。これに類した規定といつたしましては、例の児童福祉法案には、こじきをさせたものについての処罰規定を設けておられますが、それと相まらして、やはり一應は取締りの態勢を整えておくことが、國としては必要だろと考へておる次第であります。

○鍛冶委員 あとは議論になりますから……しかし昨日から申しますように、こういうものは刑罰法律でなくできると思はれることが多々あるのでありますから、どこまでもそれよりも社会施設の方へ、同じ司法畑といえども、その点に重きを置かれることがよろしいと思ひますが、その程度におきましよう。

二十五号は、前の警察犯処罰令と大分変つてきたのですが、これはただ水の流通を阻害するだけなのですか、川を汚くした場合などは罰しないつもりなのでしようか。

○國宗政府委員 これは流通だけでございまして、汚くした場合は、この二十五号には含んでない趣旨でございまして。

○鍛冶委員 飲用水に対しては、刑法にあるからよろしいですが、ごみを捨てたり汚くした場合も困ると思ひますが、必要ありませんか。ただ水を止めるというが、ごみを捨てれば流通を止めることになるかも知れませんが、その場合は必要ありませんか。

○國宗政府委員 その場合は二十七号で「公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廢物」という規定がございまして、これによつても、ある程度川を濁す、あるいは水を濁すということが、一應救済できるのじやないか、がよりに思つておられます。

○鍛冶委員 次に二十六号ですが、これも少しぶん情けない規定だと思ひますが、現在の日本では必要でありましよう。ここで私お聴きしたいのは、一應日本の現状において、かようなことが、せめてもいだけの施設ができておるのであるまいか。大小便はある程度ありますが、たんづばを吐いてはいかぬということになつても、公園その他にたんづばの設備をしてあるところは見ませんが、停車場などにはたんづばがありますか、なきよりも悪い現状にありますか。一ぱいになつて溢れておるので、だれもそれをかえない現状にあるのです。その現状をかえることをしないで、吐いた者を処罰するということは、行おうとしても行われなかつたかと思ひますが、この点は立法者としてお

考へにならなかつたのでしようか。また何かこれに対してのお考へが、ありますか。どうか承つておきたい。

○國宗政府委員 もちろん御指摘の点については、立法の際に考へたのでございまして。仰せの通りに、たんづばは停車場等にはありますけれども、公園も日比谷公園で、私は一、二箇所見ただけでありますけれども、しかし多くはないのであります。はなはだ無理を強いられるように思はれるのであります。しかしこれは公衆衛生上、やはりこういうのはみだりにたんづばを吐かれては困るのであります。何か適当な方法によつて、紙がなかつたら仕方がありませんけれども、たとえば懐中の紙によつてたんづばをとる、つばをとるというふうにして、國民のしつけと申しますか、社会生活の儀礼を重んじてもらふということが必要であらうと思ひます。しかし同時にやはりこつたたんづばを——公衆便所の問題もあつたけれども、たんづばなどの施設というものは、十分に設けていかなければならぬのじやないかと私は思つておられます。それにいたしまして、私どももいたしましては、やはりこれは公衆衛生上、こういうことをみだりにやられては困るというので、処罰の對象として規定したわけでありまして。

○鍛冶委員 私の承るのには、もちろん必要のあることは認めるが、しかしそれが行われぬ現状である以上は、ただ単に法律でそれをなくするのだ、取締るのだという考へではなくて、同じことを言ふようですが、進んでそれは法務廳の権限といわぬで、この法律をつくる以上は、ぜひこれに備えるだけのものを、その方面で備えてもらわなければならぬ。またこういう法律ができれば、停車場に行つたらたんづばがあふれて、かえつてないより悪い現状であるのに、こういうものを罰するのは、それをひつと、こういうことじや困る、ここまで乗り出してもらわなければ、本法制定の目的が達せられないということ、私は申し上げるのであります。事務的の話じやないのです。政治的な話になります。その点をもう一度御考慮を願つておきたいと思つておるのです。

それから次の二十七号の「公共の利益に反して」といふ、これはまたちよつとむずかしい規定なのです。それから一体鳥獣の死体または汚物廢物をみだりに捨てたら、全部公共の利益に反すると思ふのですが、特に「公共の利益に反して」といふ、こつたこつたか、しい文字を入れなければならぬ理由を承りたいと思ひます。

○國宗政府委員 その点御指摘にあつたか、非常に恐縮に存するのであります。実は「公共の利益に反して」といふのは、捨てるべからざる所に捨てるという趣旨を規定してあるのであります。「公共の利益に反して」とした方がわかりやすいのじやないかと思つて、実は書いたのであります。かえつてむづかしくてわからないという御趣旨に相なつては、これはまだ恐縮なのであります。しかし結局公共の利益に反して」といふのは、一般的に一般公衆から見まして、捨てるべからざる所に捨てるという趣旨だけでありまして、この字がわかりにくいというところ、こつたこつた、また適当に考慮していきなさいと考へておられます。

○鍛冶委員 その点は下に「みだりに」とあるのですから「みだりに」でもうたくさんなのです。これも入れなければならぬ理由がそこにあつたのじやないですか。

○國宗政府委員 別にそういうことはございせん。

○鍛冶委員 次に二十九号です。これはわかるようなわからぬような規定なので、この立法理由を伺いたいと思ひます。

○國宗政府委員 この條文と、それから十三号ですが、この條文だけは全体の中でちよつとそぐわないような書き方になつておりますが、これは暴行または傷害の共謀者の中に、一人または二人に予備行為があつた場合に、共謀者全員に対して、予備行為についての責任を負わせるという趣旨でありまして、他人の身体に対して害を加えることを共謀した者」と申すものは、傷害または暴行の共謀者であります。その中のたれかがというものは、一人あるいは二人がお互いに共謀したその予備行為、例をもつて申しますと、五人でもつて甲といふものの身体に害を加える、殺すとか、あるいは暴行するとかいふことになりまして、刑法上の問題になりますけれども、害を加えることを五、六人で共謀したその中の一人が、それじや害を加えるためにこつた棒を用意しようといふので、こつた棒を用意した場合に、共謀者全部が本條の末身に触れる、こういう規定であります。

○鍛冶委員 むしろこれは刑法に入れば問題で、行政罰を通り越しておるのじやありませんか。刑法では罰せられないから、こつたこつたの御趣旨で

はないかと思いますが、それならば、本法と趣旨を異にするものだと考えられるのですか。それともここへ入れなければならぬ理由が別にあるのですか。

○國宗政府委員 大だい、これは本来刑法の規定じやないか、行政罰の法規に入れるべきじやないかといふ御質問でございますけれども、軽犯罪法自体の末号全部にわたりますと、実は從來警察犯処罰令によりましてこの違警罪という觀念で言われておつたものでありますけれども、その中には、刑罰的性質をもつておるものもたくさんございます。現にこの三十四号の中のものの中にも、單に行政罰でなくして、刑罰的のものもあるのをごさいます。この二十九号の規定は、行政罰といふふうな考え方をとつたわけではないのであります。やはり行政罰とか、あるいは刑法罰とかいふことを、はつきり區別いたしました。この輕犯罪法の規定をつつたわけではな

○中村(俊)委員 當輕犯罪法案に關する質疑につきましては、先般鐵治委員から詳細な御質問がございましたので、私はきわめて簡単に重複を避けてお尋ねいたしましたと思ひます。ただあらかじめ委員長にお願ひいたしておきますが、もし鐵治委員の質問と同様の点がありましてならば、御注意願ひれば結構だと思ひます。

○國宗政府委員 この規定から申しますと、住居侵入は非常に廣いのであります。住居を對象と限つていないのであります。單に何らかの場所について所有者あるいは占有者あるいは管理権をもつておる者、そういう者が禁止

の標示をしてある、そういう場所にはいることでありまして、住居侵入の觀念から言ひますと、非常に廣い觀念であります。住居侵入の一般の場合ここに規定してあるということが言え

○鐵治委員 そうすれば住居侵害になる以外の看守しておる場所、この解釈してよろしい場合ですか。

○國宗政府委員 お説の通りで結構でございます。

○鐵治委員 私の質問はこの程度にしておきます。

○松永委員 午後一時半まで休憩いたします。

午後二時八分開議

○松永委員 休憩前に引續き會議を開きます。

○中村(俊)委員 當輕犯罪法案に關する質疑につきましては、先般鐵治委員から詳細な御質問がございましたので、私はきわめて簡単に重複を避けてお尋ねいたしましたと思ひます。ただあらかじめ委員長にお願ひいたしておきますが、もし鐵治委員の質問と同様の点がありましてならば、御注意願ひれば結構だと思ひます。

も顯著な事実がありますので、われわれの最もおそれますのはその点だけでありまして、従ひまして、おそれく法務當局におかれども、十分なる事前の処置をお講じになることだろつと思ひ

○中村(俊)委員 それから同じく第一條の第十号に相當の注意をしない、銃砲又は火薬類、ボイラーその他の爆発する物を使用し、又はもてあそんだ者」といふ條項がございしますが、この中で銃砲とか、ボイラーといふそのものは、私は爆発するものではないと考へます。火薬類は爆発しますが、銃砲そのものは、ボイラーそのものは何ら爆発するものではないのです。従つて銃砲に弾丸をこめるとか、あるいはボイラーに猛烈な火をたくことによつて、初めて爆発するおそれがあるもので、これだけの條文では、法律家の作成した文章としては、はなはだまづいように思われるのですが、こういう字句をお使になつて、爆発するものというように書かれたのは、何か意味があるのですか、その点を伺ひたい。

○國宗政府委員 御説の通りに銃砲とありまして、銃砲に弾丸がこめてあるかどうかといふことは、一向書いてないのであります。銃砲の場合におきましては、弾丸がはいつてゐる場合はもちろん危険でありますけれども、しかし弾丸が抜いてあつて、全然はいつていない場合におきまして、それを掃除するとか、あるいははいつてないと思つて発射する、こういう場合におきまして、たまくはいつてゐる場合も予想されますので、そういう一切の危害を予防するために、銃砲の取扱をする場合には弾丸がはいつてゐるといふことにかかわらず、相當の注意をしていただきたい、こういう趣旨でか

○國宗政府委員 お答へいたします。犬体御質問の通りと私も了解しておりますが、この器具は、この項に例示してあります通りに、刃物とか、鉄棒、その他これにあたりますようなこん棒

ような書き方をいたしておるのであります。ボイラーにつきましても、もちろんボイラーは本來爆発するものではないのであります。しかしその使用にあたりましては、爆発する危険が非常に多いものでありますから、そこでボイラーを火薬類とここに一緒にあげたわけでありまして、その使用について注意しなければ、爆発等の危険が発生するおそれがある。こういうことでここにボイラーとあげてあるのであります。必ずしもボイラーは爆発するものとは限つていないと思ひます。

○中村(俊)委員 同じく第十六号でございますが、虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出た者」がやはりこの輕犯罪を構成するといふことになつておるのであります。これだけの文句では、私は非常に危険ではないかと思はれるのであります。單に「虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出た者」が、ただちにこの輕犯罪を構成するといふことは行き過ぎではないか。かりに災害の事実を公務員に申し出た場合、煙を見て火災があるのだと誤認をして消火器のベルを押しなとか、あるいは消防を出動せしめたといふような場合は、ただちにこれが犯罪を構成するといふことは行き過ぎではないか。従つてこれには故意または重大なる過失といふ言葉が入れられなければいけないのではないかと思はれますが、いかがでございますか。

○國宗政府委員 もちろん十六号の虚構の犯罪または虚構の災害につきましては、故意を必要とするのであります。今御指摘になりましたような、どこか煙が出ておるのを見まして火災があると思つて知らしたといふ場合には――

○國宗政府委員 お答へいたします。犬体御質問の通りと私も了解しておりますが、この器具は、この項に例示してあります通りに、刃物とか、鉄棒、その他これにあたりますようなこん棒

○中村(俊)委員 同じく第十六号でございますが、虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出た者」がやはりこの輕犯罪を構成するといふことになつておるのであります。これだけの文句では、私は非常に危険ではないかと思はれるのであります。單に「虚構の犯罪又は災害の事実を公務員に申し出た者」が、ただちにこの輕犯罪を構成するといふことは行き過ぎではないか。かりに災害の事実を公務員に申し出た場合、煙を見て火災があるのだと誤認をして消火器のベルを押しなとか、あるいは消防を出動せしめたといふような場合は、ただちにこれが犯罪を構成するといふことは行き過ぎではないか。従つてこれには故意または重大なる過失といふ言葉が入れられなければいけないのではないかと思はれますが、いかがでございますか。

○國宗政府委員 もちろん十六号の虚構の犯罪または虚構の災害につきましては、故意を必要とするのであります。今御指摘になりましたような、どこか煙が出ておるのを見まして火災があると思つて知らしたといふ場合には――

○國宗政府委員 お答へいたします。犬体御質問の通りと私も了解しておりますが、この器具は、この項に例示してあります通りに、刃物とか、鉄棒、その他これにあたりますようなこん棒

○國宗政府委員 お答へいたします。犬体御質問の通りと私も了解しておりますが、この器具は、この項に例示してあります通りに、刃物とか、鉄棒、その他これにあたりますようなこん棒

あるいは過失の場合がありましようが、本号には該当しないのであります。本号は全然ないものという認識をもつて申告した場合を規定した趣旨であります。

○中村(俊)委員 それから同じく第二十六号であります。これは屋内を含まないのであるかというところをお聞きしたいのであります。

○國宗政府委員 屋内も含む趣旨でございます。公衆の集合する場所であれば屋内でも含む、こういう趣旨であります。

○中村(俊)委員 次の第二十七号、これはおそらく鑑治委員から質問があつたかと思ひますが、私は記憶がありませんので質問いたしたいと思ひます。「公共の利益に反して」という言葉、これが非常にあいまいな言葉ではないかと思はれるのであります。むしろこれは二十号のごとく「公衆の目に触れるような場所」というような言葉で書かれなければいけないのではないかと。ただ単に「鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者」と言へば、これも運用いかによつては、ずいぶん極端な場合も生じ得ると思ひますが、この「公共の利益に反して」というのは、公衆の目にふれるような場所という意味であるのか。その他の別に何か意味があるのか。あるいは具体的にどういふ場合が公共の利益に反しておるのかという点をお尋ねしたい。

○國宗政府委員 この点につきまして、午前中に鑑治委員から御質問がございましたが、この「公共の利益に反して」といたしたのは、「公共の利益に反してみだりに」と続けまして、大体こういうごみとか鳥獣の死体、汚

物または廃物などを捨てるべからざる所にみだりに捨ててはならない、こういう趣旨を表わしたつもりでおるのでございますが、御指摘のあります通りに、わかりにくい規定に相なつております。実は立案いたしますときは、みだりにごみ、鳥獣の死体その他のものを捨ててはならないという趣旨にいたしましたところが「公共の利益に反して」というふうに入れた方が、捨てるべからざる所に捨ててはならないという趣旨を明らかにするのではなにか。かように考へたのでありますけれども、御質問によりますと、かえつてこれがわかりにくい規定になつておるといふことでございますが、そういう趣旨で規定いたしました次第でございます。

○中村(俊)委員 私の質問はこれで終ります。
○松永委員長 それでは本日はこれにて散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。
午後三時二十一分散会

昭和二十三年五月二十八日印刷

昭和二十三年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局